

旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川市水道局が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約並びに測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者を調査（以下「低入札価格調査」という。）のうえ落札者とならない場合の取扱い等を定めることを目的とする。

(対象工事等)

第2条 対象工事等は、総合評価一般競争入札を行う建設工事等及び旭川市水道事業管理者が特に低入札価格調査を行う必要があると認めた建設工事等とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 建設工事の請負契約の低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 土木、舗装、造園及び橋梁工種（以下「土木系工種」という。）の場合、並びに、土木系工種以外の工種のうち北海道土木工事積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費（間接労務費）の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費（工場管理費）の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の8を乗じて得た額

(2) 土木系工種以外の工種の場合。ただし、前号及び次号に掲げる工種を除く。

- ア 直接工事費から直接工事費に10分の1を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費に直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(3) 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事である場合

- ア 直接工事費から直接工事費に10分の2を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費に直接工事費に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額

- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 測量並びに工事に係る調査及び設計業務（以下「業務」という。）の委託契約の調査基準価格は、次の各号に掲げる業務の種類ごとの額とする（一の契約の中に二以上の業務が含まれる場合は、業務の種類ごとに算出した額の合計額とする。）。ただし、その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7を乗じて得た額とする。
- (1) 測量にあっては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
- ア 直接測量費の額
 - イ 測量調査費の額
 - ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
- (2) 建築設計（設備設計を含む。）にあっては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
- ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (3) 土木設計にあっては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
- ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
- (4) 地質調査にあっては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
- ア 直接調査費
 - イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
- (5) 技術資料作成にあっては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
- ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
- 3 前2項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、調査基準価格を建設工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の額で、業務については、予定価格に10分の7を乗じて得た額以上で適宜に定めることができる。

（調査基準価格の記載）

第4条 対象工事等に係る調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を予定価格調書に記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 この要領を適用するときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等により周知を図るものとする。

(入札の執行)

第6条 開札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は入札者に対して「保留」と宣言し、政令第167条の10第1項（政令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、落札者は後日決定する旨を告げて当該入札を終了するものとする。

(失格の基準)

第7条 前条の入札において、最低価格入札者による入札を失格と判断するための基準（以下「失格判断基準」という。）を次のとおり設けるものとし、失格判断基準を下回る場合は落札者としてない。

2 建設工事の失格判断基準は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 土木系工種の場合、並びに、土木系工種以外の工種のうち北海道土木工事積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費（間接労務費）の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費（工場管理費）の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6を乗じて得た額

(2) 土木系工種以外の工種の場合。ただし、前号及び次号に掲げる工事を除く。

- ア 直接工事費から直接工事費に10分の1を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費に直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事である場合

- ア 直接工事費から直接工事費に10分の2を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費に直接工事費に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6を乗じて得た額

3 業務のうち建築設計（設備設計を含む。）の失格判断基準は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接人件費の額
- (2) 特別経費の額
- (3) 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (4) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

4 前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、失格判断基準を建設工事について

は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の額で、業務については、予定価格に10分の7を乗じて得た額以上で適宜に定めることができる。

(低入札価格調査の実施)

第8条 低入札価格調査は、水道総務課長、水道総務課工事検査担当課長、水道施設課長、下水道施設課長及び工事担当課長（以下「調査担当課長」という。）が共同で行うものとする。この場合において、調査担当課長は必要に応じて補助職員を置くことができる。

2 前項の規定により調査担当課長が調査を行うときは、最低価格入札者から積算内訳書を提出させるほか必要に応じ、事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

3 建設工事の請負契約における前項の調査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該工事に係る下請予定者氏名及びその契約予定金額
- (2) 当該工事の施工場所付近における手持工事の状況、地理的条件、手持資材の状況等
- (3) 当該工事に係る労務、資材、機械等の量及び調達予定に関する状況
- (4) 過去に施工した公共工事の状況（工事名、発注者等）
- (5) 入札者の経営状態
- (6) その他、調査担当課長が必要と認めた事項

4 業務の委託契約における第2項の調査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務を実施するに当たり計画している技術者等の人員配置その他の当該業務の実施体制
- (2) 労務等の提供について市場価格以下による価格の提供が可能である旨を主張している場合にあっては、その理由
- (3) 現在実施している業務の実施状況
- (4) 価格の算定に当たり技術計算等について外注している場合にあっては、その外注内容
- (5) 過去に受託した公共工事に係る業務委託における実施状況（業務名、発注者等）
- (6) 経営状況等
- (7) その他、調査担当課長が必要と認めた事項

(調査結果の審査)

第9条 水道総務課長は第8条による調査終了後、調査結果報告書を作成して当該最低価格入札者を落札者とするか否かについて旭川市水道局建設工事等指名委員会（以下「指名委員会」という。）に諮るものとする。

2 前項により指名委員会はこれを審査し、調査対象者を落札者とするか否かの決定を行うものとする。

(落札者の決定等)

第10条 第9条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、入札執行者は遅滞なく当該最低価格入札者に落札者とする旨の通知をするとともに他の入札者に対しては、適宜の方法により最低価格入札者が落札者となった旨を通知するものとする。

2 第9条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、入札執行者は予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は第8条以降と同様の手続きによる調査を行うものとする。

- 3 前項により次順位者を落札者と決定したときは、入札執行者は最低価格入札者には落札者とし、しない旨の通知を、当該次順位者には落札者となった旨の通知をするとともに他の入札者に対しては、適宜の方法により次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。
- 4 第9条の審査の結果、最低価格入札者を落札者とし、しない場合で次順位者が存在しないときは、再度入札をすることができるものとする。この場合、低入札価格調査の対象となった者を再度入札に参加させることができないものとする。

(監督体制の強化等)

第11条 調査対象者を落札者として建設工事等の請負契約を締結したときは、監督体制の強化等の措置をとるものとする。

- 2 建設工事の請負契約における前項の措置は、次に掲げる事項とする。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

工事担当課長は請負人に対して施工体制台帳の提出を求めるものとし、その提出に際しては必要に応じ現場代理人等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

工事担当課長は共通仕様書等に基づき施工計画書を提出させるに際して、必要があると認めるときは現場代理人等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

工事の監督員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するにあたっては立会することを原則として入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴くものとする。

(4) 施工現場の調査

工事担当課長は安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払いの確保の観点から必要があると認めるときは、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 厳格な検査の実施

既済部分検査、竣工検査の実施にあたっては、原則として複数の検査員が行うものとする。また、抜き打ち検査を行うことがある。

- 3 業務の委託契約における第1項の措置は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務実施体制を確認できる書類の提出及びその内容のヒアリング

業務担当課長は、受託者より業務体制を確認できる書類の提出を求めるものとし、必要に応じ管理技術者等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 業務計画を確認できる書類の提出及びその内容のヒアリング

業務担当課長は、設計図書、仕様書等に基づく業務計画を確認できる書類の提出を求めるものとし、必要に応じ管理技術者等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

担当職員は、設計図書、仕様書等に基づく検査等を実施するにあたっては入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された業務実施体制を確認できる書類及び業務計画の内容を確認できる書類の記載内容に沿った業務が実施されているかの確認を併せて行うものとし、

実際の業務が記載内容と異なるときは、その理由を管理技術者等から詳細に聴取するものとする。

(4) 厳格な検査の実施

検査は、専門的な検査の場合を除き、原則として業務担当課長が行うものとする。

- 4 契約の締結に当たっては、前2項に規定する事項を特約条項として契約書に追加するものとする。

附 則

この要領は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領による改正後の旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領の規定は、施行日以後に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 2 月 27 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領による改正後の旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領の規定は、施行日以後に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 11 日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この要領による改正後の旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領の規定は、施行日以後に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 23 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領の規定は、施行日以後に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領の規定は、施行日以後に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。